

飯田ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 飯田ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒6立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高105.5メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高110.5メートルとする。

(最低水位)

第7条 貯水池の最低水位は、標高95.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節又は洪水に達しない流水の調節は、標高105.5メートルから標高110.5メートルまでの容量1,130,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高95.7メートルから標高105.5メートルまでの容量1,110,000立方メートルのうち最大141,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高95.7メートルから標高105.5メートルまでの容量1,110,000立方メートルのうち最大969,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 水戸土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- (1) 水戸地方気象台から、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水の発生が予想される時。

2 所長は、第13条の規定により洪水に達しない洪水の調節を行おうとする場合において必要があると認めるときは、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 知事が別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置

(洪水調節等)

第13条 所長は、貯水池の水位が常時満水位を超えた場合には、常用洪水吐きからの自然放流により洪水調節又は洪水に達しない流出の調節を行うものとする。

(洪水調節等の後における貯水池の水位の低下)

第14条 所長は前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、貯水池の水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(流水の貯留制限)

第16条 所長は、加賀田地点の流量が別表第1の左欄の掲げる水量を下回らないよう、貯水池へ流入する流水を貯留するものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第17条 ダムによって貯留された流水は、この操作規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流することができる。

- (1) 第23条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定により放流する場合の放流量の制限は、毎秒1.7立方メートルとする。

(放流の原則)

第 18 条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流による下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 19 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第 2 の左欄に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる期間における同表の右欄に掲げる水流を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 20 条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、加賀田地点において、流量毎秒 0.30 立方メートルを確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 21 条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、知事が別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 22 条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバブルの操作については、知事が別に定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第 23 条 所長は、知事が別に定める基準に従いダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第 24 条 所長は、知事が別に定める基準に従いダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第 25 条 所長は、ゲート及びバブル等を操作し、第 23 条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、知事が別に定める事項を記録しておかななければならない。

第 7 章 雑 則

(実施規定)

第 26 条 この操作規則の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第16条関係)

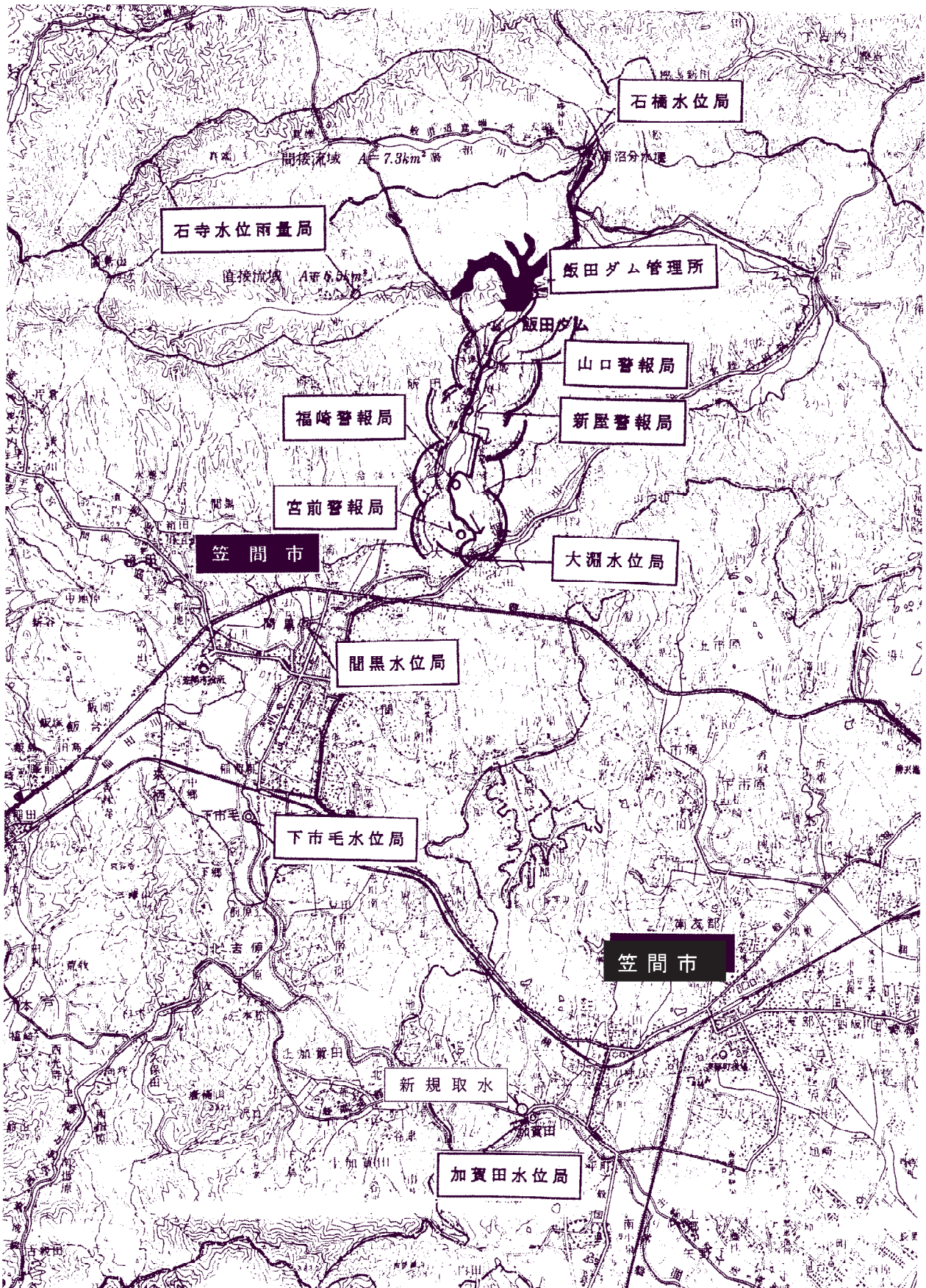
(単位 毎秒立方メートル)

期 間	水 量
1月1日から 3月10日まで	0.264
3月11日から 3月20日まで	0.347
3月21日から 4月10日まで	0.264
4月11日から 4月15日まで	0.654
4月16日から 4月20日まで	0.565
4月21日から 4月30日まで	0.707
5月1日から 5月15日まで	0.834
5月16日から 5月20日まで	0.798
5月21日から 8月10日まで	0.769
8月11日から 8月31日まで	0.680
9月1日から 9月10日まで	0.478
9月11日から 9月20日まで	0.372
9月21日から12月31日まで	0.264

別表第2（第19条関係）

（単位 毎秒立方メートル）

地 点 名	期 間	水 量
ダム直下	1月1日から 3月31日まで	0.062
	4月1日から 4月10日まで	0.114
	4月11日から 5月20日まで	0.115
	5月21日から 5月31日まで	0.167
	6月1日から 6月10日まで	0.152
	6月11日から 9月20日まで	0.125
	9月21日から12月31日まで	0.062
大 淵	1月1日から 3月31日まで	0.148
	4月1日から 5月15日まで	0.214
	5月16日から 5月20日まで	0.294
	5月21日から 5月25日まで	0.313
	5月26日から 9月20日まで	0.257
	9月21日から12月31日まで	0.148
	間 黒	1月1日から 3月31日まで
4月1日から 5月10日まで		0.266
5月11日から 5月15日まで		0.276
5月16日から 5月25日まで		0.346
5月26日から 6月10日まで		0.298
6月11日から 9月20日まで		0.293
9月21日から12月31日まで		0.148
加賀田	1月1日から 12月31日まで	0.264



警 報 局		
局 名	所 在 地	形 式
ダム管理事務所	笠間市飯田字梨木平 1125-12	有 線
山 口 警 報 局	〃 飯田 205	テレメータ
新 屋 警 報 局	〃 飯田字上代 833	〃
福 崎 警 報 局	〃 飯田 36	〃
宮 前 警 報 局	〃 飯田 113	〃
雨 量 局		
局 名	所 在 地	形 式
ダム管理事務所	上 記	有 線
石寺雨量水位局	笠間市石寺 5-5	テレメータ
水 位 局		
局 名	所 在 地	形 式
ダム管理事務所	上 記	有 線
石寺雨量水位局	上 記	テレメータ
石 橋 水 位 局	笠間市大橋字壺丁目 26-6	〃
大 淵 水 位 局	〃 大淵市宮下 1122	〃
間 黒 水 位 局	〃 石井字片町裏 1197-1	〃
下市毛水位局	〃 来栖 3167	〃
加 賀 田 水 位 局	〃 下加賀田 187	〃